

鹿教義第140号  
平成20年5月9日  
(義務教育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長



「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」  
の施行について (通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

つきましては、貴管下の学校、教育機関等に対して、本通知について周知していただき、関係機関との連携により児童虐待の防止に向けた取組がなされるよう御指導をお願いします。



19生参学第4号  
平成20年3月28日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
国 立 教 育 政 策 研 究 所 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 独 立 行 政 法 人 の 長  
殿

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長  
湊 屋 治 夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
木 岡 保 雅

(印影印刷)

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」  
の施行について (通知)

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。)等に基づき、様々な施策が進められており、平成16年の同法一部改正(平成16年10月1日施行)では、児童虐待の定義の明確化や、児童相談所等への通告の対象となる児童の範囲の拡大(「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」へ)などによる対応の充実が図られています。また、同年公布された児童福祉法の一部改正では、虐待を受けた児童等を支援する要保護児童対策地域協議会の法的位置付け等が定められ、平成17年4月より施行されています。しかしながら、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加し、平成18年度には3万7千件を超えるなど、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題となっております。

このような状況の中、児童の安全確認等のための立入調査等の強化などを内容とした「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)が、平成19年6月1日に公布され、平成20年4月1日より施行されることとなっております(別紙1～3参照。)

改正法の趣旨及び留意事項は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関との連携等、児童虐待防止について適切にご対応されるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所轄及び所管の学校並びに域内の市（区）町村教育委員会に対し、また、国立大学長におかれては、その管下の学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長あてに通知されており、参考までに、これを添付します（別紙4参照。）。

## 記

### 第1 改正法の内容について

改正法においては、主な改正事項として、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化等のための所用の規定が整備されたほか（別紙1参照）、学校その他の教育機関や家庭における対応等にかかわりのある事項として、以下の改正事項が盛り込まれたものであること。

#### ① 虐待通告を受けた場合の安全確認義務

- ・ 必要に応じ学校の教職員等の協力を得つつ行うものとされている、虐待通告を受けた場合の安全確認のための措置について、児童相談所等における努力義務を定めた従来の規定を改め、義務化するものとされたこと（児童虐待防止法第8条の改正関係）

#### ② 関係機関等相互の情報提供

- ・ 地方公共団体の機関（公立学校等を含む。）は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされたこと。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされたこと（児童虐待防止法第13条の3の新設関係）

#### ③ 児童の親権を行う者の責務

- ・ 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされたこと（児童虐待防止法第4条第6項の新設関係）

#### ④ 児童養護施設等に入所した児童に対する教育の充実等

- 政府は、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の充実について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたこと（附則第2条第2項の関係）

第2. 留意事項について

- (1) 学校等の児童の福祉に業務上関係のある団体及び教職員等の児童の福祉に職務上関係のある者については、従前より、児童虐待防止法第5条第2項の規定により、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力するよう努めなければならないものとされている。各学校・教育委員会等においては、今回の法改正の内容等を了知の上、この規定を踏まえた関係機関との連携・協力を努められたいこと。
- (2) 各学校・教育委員会等においては、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援について、施設等との連携の強化、教職員の理解の促進など、その充実に努められたいこと。
- (3) その他、各学校・教育委員会等においては、これまでの関連通知等を踏まえつつ、引き続き、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援について、適切な対応に努められたいこと。

【参考】これまでの関連通知

- 『「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について』（平成12年11月20日付け文生参第352号）
- 『「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について』（平成16年8月13日付け16文科生第313号）
- 「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（平成16年1月30日付け15初児生第18号）
- 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日付け16初児生第2号）
- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日付け16文科初第1121号）
- 「学校における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日付け18初児生第11号）

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局

男女共同参画学習課家庭教育支援室

TEL：03-5253-4111（内線3073）

FAX：03-6734-3719

## 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

前回（平成16年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行う。（平成20年4月施行）

### 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。
- 市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。
- 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- 従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。
- 立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。（30万円以下→50万円以下）

### 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。
- 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できるとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

### 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

### 4 その他

- 法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。
  - 国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。
  - 地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。
- など